

令和元年度実施施策に係る事前分析表

(文R1-11-4)

施策名	クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上					部局名	スポーツ庁 参事官(民間スポーツ担当)	作成責任者	川合 現	
施策の概要	2020年オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。							政策評価実施予定時期	令和3年度	
施策の予算額・執行額(千円)	平成30年度		令和元年度		施策に関する内閣の重要施策(主なもの)	第2期スポーツ基本計画第4章 など				
	697,210 (661,662)		741,823							
達成目標1	コンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進、ドーピング防止活動の推進を通じて、クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上を図る。					目標設定の考え方・根拠	第2期「スポーツ基本計画」(平成29年3月文部科学大臣決定)第3章4「クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上」を踏まえ設定。			
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	H29年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	【測定指標及び目標値の設定根拠】 ・第2期スポーツ基本計画において、「都道府県や市町村レベルの組織も含め、各スポーツ団体におけるノウハウや体制は十分に整備されているとは言い難い」とした上で、「全てのアスリート、指導者、審判員及びスタッフが能動的かつ双方向に取り組むことのできる教育研修プログラムを普及」することとしているため、本目標値を設定した。 ・分母：スポーツ界のコンプライアンス強化事業において、調査対象とするスポーツ団体数 分子：上記団体内、コンプライアンスに関する教育研修に取り組む団体数 【出典】文部科学省調べ		
①コンプライアンスに関する教育・研修に取り組む団体の割合	51.4%	—	—	—	51.4%	59.5%	100%に近づける			
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—				
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	H28年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R3年度	【測定指標及び目標値の設定根拠】 ・第2期スポーツ基本計画において、「全てのスポーツ団体において、スポーツ仲裁自動応諾条項の採択等によりスポーツに関する紛争解決の仕組みが整備されることを目指す」とされていることから、本目標値を設定した。 ・分母：公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び各団体の加盟・準加盟団体、並びに各都道府県体育・スポーツ協会の総数(特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会を除く) 分子：スポーツ仲裁自動応諾条項の採択等によりスポーツに関する紛争解決の仕組みが整備されている団体の数 【出典】文部科学省調べ		
②スポーツに関する紛争解決の仕組みが整備されているスポーツ団体の割合	46.1%	—	—	46.1%	54.9%	56.8%	100%			
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—				
測定指標	基準値	実績値					目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	—	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R3年度	【測定指標及び目標値の設定根拠】 ・第2期スポーツ基本計画において、「フェアプレーに徹するアスリートを守り、スポーツ競技大会における公正性を確保するため、また、我が国で開催するラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツ競技大会をドーピングのないクリーンな大会にするために」ドーピング防止活動を推進することとしていることから、本目標値を設定した。 【出典】文部科学省調べ		
③オリンピック・パラリンピック競技種目における国内競技連盟所属選手によるドーピング防止規則違反件数	—	4件	2件	2件	7件	4件	0件			
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—				

達成手段 (開始年度)	平成30年度予算額 (執行額) 【百万円】	令和元年度 当初予算額 【百万円】	関連する 指標	行政事業レビュー 番号	備考
スポーツ仲裁活動推進事業 (平成23年度)	9.5(7.2)	9.4	②	0329	—
スポーツ界におけるコンプライアンス強化事 業 (平成29年度)	16.5(5)	29.1	①	0333	—
ドーピング防止活動推進事業 (平成18年度)	296 (278)	305.2	③	0330	—
世界ドーピング防止機構等関係経費 (平成13年度)	21.1 (19.4)	21.1	③	0331	—
世界ドーピング防止機構拠出金 (平成14年度)	168.3 (168.3)	165.3	③	0332	—
スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログ ラム (平成27年度)	1,171 (1,108)	1,171.4	③	0045	—
独立行政法人日本スポーツ振興センター運営 費交付金に必要な経費 (平成15年度)	15,820の内数 (15,820の内数)	17961.5の内数	①～③	0328	スポーツ基本法及びスポーツ基本計画の趣旨に則り、日本のスポーツ推進のために必要な情報を扱う中枢機関として、国内外の情報を統合・分析し、日本のスポーツ政策・施策の検証・提案を行う。
世界ドーピング防止機構常任理事会開催経費 (平成18年度)	—	25.8	—	新31-0021	—
NF組織運営におけるフェアプレーガイドライ ン (平成26年度)	—	—	①～③	—	中央競技団体(NF)がガバナンス確立を目指す具体的指針として、平成27年3月に策定。
スポーツにおけるドーピング防止活動に関す る施策を総合的に推進するための基本的な方 針(平成30年度)	—	—	③	—	—
昨年度事前分析表からの変更点	—				